



発行 新潟県

第9号

令和3年2月2日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

## 目 次

## 告 示

- 110 知事指定薬物の指定の失効（医務薬事課）
- 111 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定（障害福祉課）
- 112 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定更新（障害福祉課）
- 113 農産物検査法に基づく地域登録検査機関の登録事項の変更（食品・流通課）
- 114 公共測量の実施通知（監理課）
- 115 公共測量の実施通知（監理課）
- 116 公共測量の終了通知（監理課）
- 117 道路の区域変更（道路管理課）
- 118 道路の供用開始（道路管理課）
- 119 道路の区域変更（道路管理課）
- 120 道路の供用開始（道路管理課）
- 121 道路の区域変更（道路管理課）
- 122 道路の供用開始（道路管理課）
- 123 道路の区域変更（道路管理課）
- 124 都市計画事業の事業計画の変更認可（都市整備課）

## 企業局管理規程

- 2 新潟県企業局固定資産事務取扱規程の一部を改正する規程（営業企画課）

## 告 示

## ◎新潟県告示第110号

新潟県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年新潟県条例第88号。以下「条例」という。）第17条第1項の規定により、知事指定薬物が次のとおり指定の効力を失ったので、同条第2項の規定により告示する。

令和3年2月2日

新潟県知事 花 角 英 世

## 1 失効する知事指定薬物の名称

- (1) エチル＝2－[1－（5－フルオロペンチル）－1H－インダゾール－3－カルボキサミド]－3，3－ジメチルブタノアート（通称名：5F－EDMB－PINACA）及びその塩類
- (2) メチル＝[1－（4－フルオロベンジル）－1H－インドール－3－カルボキサミド]－3－メチルブタノアート（通称名：AMB－FUBICA、MMB－FUBICA）及びその塩類
- (3) （8R）－1－（シクロプロパンカルボニル）－N，N－ジエチル－6－メチル－9，10－ジデヒドロエルゴリン－8－カルボキサミド（通称名：1cP－LSD）及びその塩類
- (4) メチル＝3－メチル－2－[1－（ペント－4－エン－1－イル）－1H－インドール－3－カルボキサミド]ブタノアート（通称名：MMB－022、AMB－4en－PICA、MMB－4en－PICA）及びその塩類

## 2 失効の理由

当該知事指定薬物が条例第2条第1項第6号に規定する薬物に該当するに至ったため。

3 失効年月日

令和3年2月1日

4 罰則の適用

条例第26条から第30条までの規定は、当該知事指定薬物の指定の失効前にした行為についても、これを適用する。

◎新潟県告示第111号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定した。

令和3年2月2日

新潟県知事 花角 英世

名 称	所 在 地	担当する医療の 種 類	指定年月日
ウエルシア薬局長岡関原店	長岡市上除町西2丁目7番地	精神通院医療	令和3年2月1日

◎新潟県告示第112号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定を次のとおり更新した。

令和3年2月2日

新潟県知事 花角 英世

名 称	所 在 地	担当する医療の 種 類	指定年月日
有限会社誠和調剤薬局吉田店	燕市吉田本所74-1	精神通院医療	令和3年2月1日

◎新潟県告示第113号

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第7項の規定により、地域登録検査機関の登録事項の変更の届出があり、登録台帳への記載事項を次のとおりとした。

令和3年2月2日

新潟県知事 花角 英世

登録番号	15032	登録年月日	平成17年9月9日					
登録検査機関の名称	新和商事株式会社							
代表者氏名	代表取締役 櫻井 貴							
主たる事務所の所在地	新潟県南魚沼市坂戸485番地							
登録の区分	品位等検査							
農産物の種類	国内産玄米							
農産物検査を行う区域	農産物検査員				成分検査業務受委託先			
	氏名	住所	農産物の種類	証明書番号	受委託の区分	登録検査機関の名称	代表者氏名	主たる事務所の所在地
新潟県	北村 稔	新潟県南魚沼市上原 100	玄米	K1517171				
	上村 昇司	新潟県南魚沼市黒土新田 205-8	玄米	K1521044				
備考	略称『新和商事(株)』令和3年2月2日 代表者氏名の変更。							

## ◎新潟県告示第114号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省北陸地方整備局新潟国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和3年2月2日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 公共測量（用地測量）
- 2 作業期間 令和2年12月16日から令和3年6月30日まで
- 3 作業地域 新発田市の中田町一丁目から緑町二丁目地内

## ◎新潟県告示第115号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省北陸地方整備局新潟国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和3年2月2日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 公共測量（用地測量）
- 2 作業期間 令和2年12月17日から令和3年6月30日まで
- 3 作業地域 新発田市の中田町三丁目から緑町二丁目地内

## ◎新潟県告示第116号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、東日本高速道路株式会社新潟支社新潟工事事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和3年2月2日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 公共測量（2級基準点測量、3級基準点測量、3級水準測量）
- 2 作業期間 令和2年7月1日から令和2年12月24日まで
- 3 作業地域 東北横断自動車道 いわき新潟線  
自) 東蒲原郡阿賀町谷沢  
至) 阿賀野市新保

◎新潟県告示第117号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和3年2月2日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 352号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
魚沼市葎沢字宮ノ上278番1から	新	11.2～15.6メートル	142.6メートル
同市葎沢字申倉357番1まで	旧	9.4～15.6メートル	142.6メートル

◎新潟県告示第118号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和3年2月2日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 路線名 一般国道 352号
- 2 供用開始の区間  
魚沼市葎沢字宮ノ上278番1から同市葎沢字申倉357番1まで
- 3 供用開始の期日 令和3年2月2日

◎新潟県告示第119号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和3年2月2日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 滝之又堀之内線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
魚沼市小平尾字小松沢4282番3から	新	16.0～39.6メートル	57.5メートル
同市小平尾字小松沢4282番3まで	旧	16.0～39.6メートル	57.5メートル

備考 路線の重用

全区間県道南平小平尾線と重用

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 南平小平尾線

## 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
魚沼市小平尾字小松沢4282番3から	新	16.0～39.6メートル	57.5メートル
同市小平尾字小松沢4282番3まで	旧	16.0～39.6メートル	57.5メートル

備考 路線の重用

全区間県道滝之又堀之内線と重用

## ◎新潟県告示第120号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和3年2月2日

新潟県知事 花 角 英 世

1 路線名 県道 滝之又堀之内線

2 供用開始の区間

魚沼市小平尾字小松沢4282番3から同市小平尾字小松沢4282番3まで

3 供用開始の期日 令和3年2月2日

## ◎新潟県告示第121号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和3年2月2日

新潟県知事 花 角 英 世

1 道路の種類 県道

2 路線名 水沢新田種苧原線

3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
魚沼市茂沢字惣名伊沢671番72から	新	11.6～31.0メートル	61.9メートル
同市茂沢字惣名伊沢671番84まで	旧	10.6～31.0メートル	62.3メートル

## ◎新潟県告示第122号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和3年2月2日

新潟県知事 花 角 英 世

1 路線名 県道 水沢新田種苧原線

2 供用開始の区間

魚沼市茂沢字惣名伊沢671番72から同市茂沢字惣名伊沢671番84まで

3 供用開始の期日 令和3年2月2日

## ◎新潟県告示第123号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和3年2月2日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 山ノ相川下条停車場線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
十日町市東下組字南沢2番1から 同市下組字中峰4331番1まで	新	6.0～37.0メートル	220.0メートル
	旧	6.0～37.0メートル	220.0メートル

◎新潟県告示第124号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和3年2月2日

新潟県知事 花角 英世

- 1 施行者の名称  
村上市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類 村上都市計画道路事業
  - (2) 名称 3・4・27号南中央線
- 3 事業施行期間  
平成27年7月3日から令和7年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
なし

企業局管理規程

